

# 公益社団法人米沢有為会

## 会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人米沢有為会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第3章（会員）に定める規定に基づき、本会の会員に関して必要な事項を定め、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

### (入会の手続)

第2条 本会の会員として入会しようとする個人又は団体（法人格の有無を問わない。）に対しては、入会申込書（別紙第1号様式）による入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを入会決定通知書（別紙第2号様式）により申込者に通知しなければならない。
- 3 前項の入会の可否の決定に際しては、いかなる不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付してはならない。

### (会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、本会の会員名簿に登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、会員情報変更届（別紙第3号様式）の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

### (会費)

第4条 定款第8条に規定する会費の額は、別に理事会が定める。

- 2 学生である会員の会費は、正会員の半額とする。
- 3 前2号に規定する会員の会費額の100分の50以上は、公益目的事業に使用する。

### (会費の納入)

第5条 会費は前納とし、会員は、毎事業年度、7月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

- 2 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。
- 3 会長は、前2項の会費を収納したときは、領収書を交付しなければならない。ただし、会費が金融機関からの振込の方法により納入された場合には、領収書の交付はしないものとする。
- 4 会費が納入されたときは、直ちに会費台帳（電磁的記録によるものも含む。）（別紙第4号様式）に記載しなければならない。
- 5 既納の会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

### (退会等の手続)

- 第6条 会員が退会しようとするときは、退会届(別紙第5号様式)を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の退会届が提出されたことを理事会に報告し、会員名簿から当該会員の登録を抹消する。
  - 3 定款第10条の規定に基づいて会員が除名された場合、又は定款第11条の規定に基づいて会員が資格を喪失した場合は、会員名簿から当該会員の登録を抹消する。
  - 4 前2項においては、会員名簿から当該会員の登録を抹消するが、任意退会、除名又は会員資格の喪失の理由の別を記録として保存するものとする。

(退会会員の義務等)

- 第7条 会員が年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。
- 2 前項の規定は、定款第10条の規定に基づいて会員が除名された場合、又は定款第11条の規定に基づいて会員が資格を喪失した場合においても同様とする。

(再入会)

- 第8条 第6条の規定による退会者等が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。
- 2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

(会員の異動に関する通知)

- 第9条 会長は、第2条第2項の規定に基づき新会員の入会を決定したとき、若しくは会員の退会、除名又は会員資格の喪失があったときは、当該会員の異動について、本会が発行する機関誌等に掲載するなど適宜の方法により通知しなければならない。

(改廃)

- 第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議をもって行う。

附 則 (平成23年6月25日総会決議)

- 1 この規程は、公益社団法人米沢有為会の設立登記のあった日(平成25年7月1日)から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別紙第1号様式 (入会申込書)

※入会申込書に記載する主要事項

1 正会員

(1) 入会に際しての誓約

(例文) 「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程等を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・F a x ・メールアドレス

- (3) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・F a x ・メールアドレス
- (4) 最終学歴、主要職歴
- (5) 会費請求書及び資料等の送付先
- (6) 個人賛助会員の申込みの有（口数）無
- (7) 個人情報公開についての同意・不同意の確認
  - － 会誌・会員名簿等での公表とその範囲（氏名、勤務先）
  - － 勤務先からの問合せがあった場合（氏名、会員種別、入会日）

## 2 個人賛助会員及び法人賛助会員

- (1) 入会に際しての誓約（上記1の(1)と同じ）
- (2) 個人又は法人（団体）名、所在地、代表電話・F a x ・メールアドレス
- (3) 代表者氏名、役職
- (4) 事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話・F a x ・メールアドレス）
- (5) 会費請求書及び資料等の送付先
- (6) 年会費額

### 別紙第2号様式 （入会決定通知書）

公益社団法人米沢有為会入会決定通知書	
貴殿（貴社）は、本会の正会員（個人賛助会員、法人賛助会員）として、入会が認められたので通知します。	
平成 年 月 日	
公益社団法人米沢有為会会長 ⑩	
氏名（法人名・代表者名）	殿
※初回の会費納入についての案内を注記	

（注）入会が認められなかった場合も本様式に準じて通知書を作成すること。

### 別紙第3号様式 （会員情報変更届）

※別紙第1号様式（入会申込書）に対応

### 別紙第4号様式 （会費台帳）

### 別紙第5号様式 （退会届）

公益社団法人米沢有為会 会員退会届

私（弊社）は、貴会の正会員（個人賛助会員、法人賛助会員）を退会するのでお届けします。

退会予定期日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

氏名（法人名・代表者名）

印

公益社団法人米沢有為会会長 殿